

議案第 21 号

杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月4日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

使用料のキャッシュレス決済の導入に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立学校施設使用料条例施行規則（昭和 3 9 年杉並区教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校施設の使用許可を受けたものが地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、当該指定納付受託者は、教育委員会が指定した日までに使用料を納付しなければならない。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 6 日から施行する。

杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(使用料の徴収時期の特例) 第5条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、学校施設の使用許可を受けたものが地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、当該指定納付受託者は、教育委員会が指定した日までに使用料を納付しなければならない。</u>	(使用料の徴収時期の特例) 第5条 略